

新しい学習指導要領  
**生きる力**  
学びの、その先へ



令和5年度 全国特別支援学校病弱教育校長会総会ならびに第1回研究協議会

## 病弱教育の更なる充実に向けて

初等中等教育局特別支援教育課  
特別支援教育調査官 相原 千絵

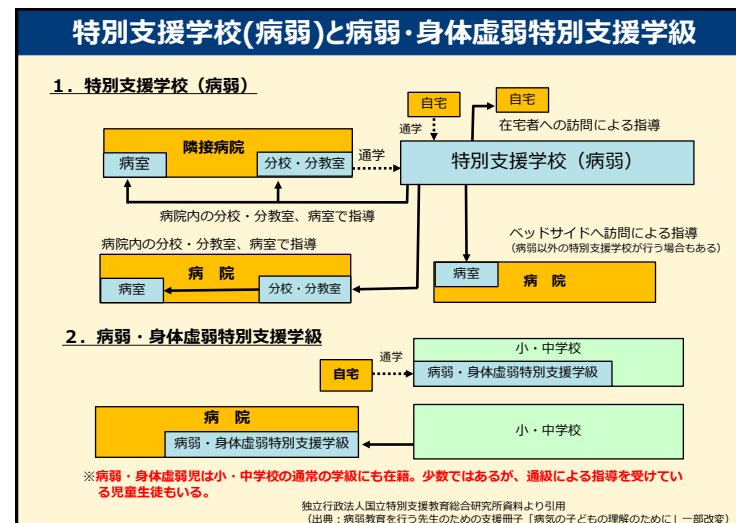


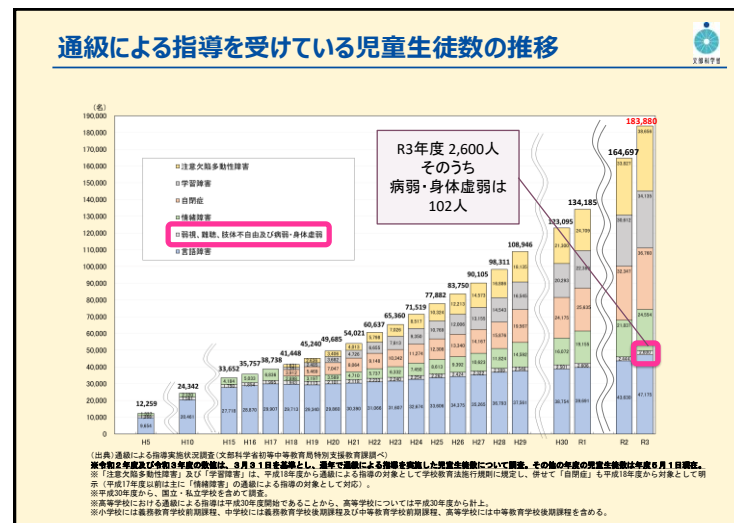
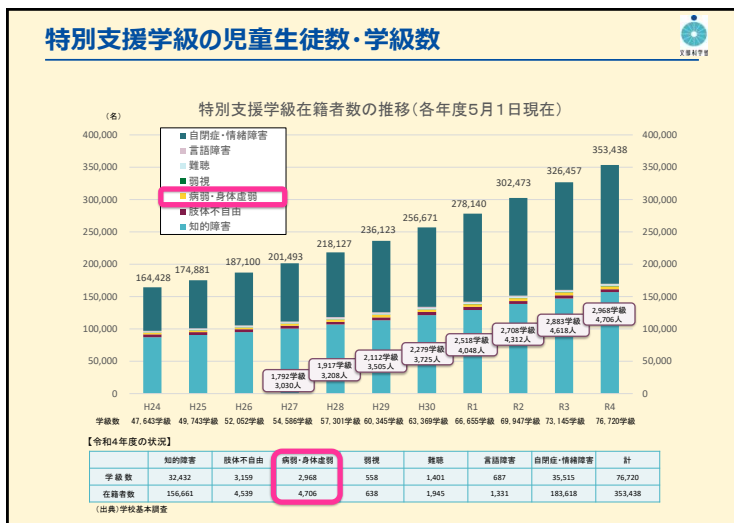
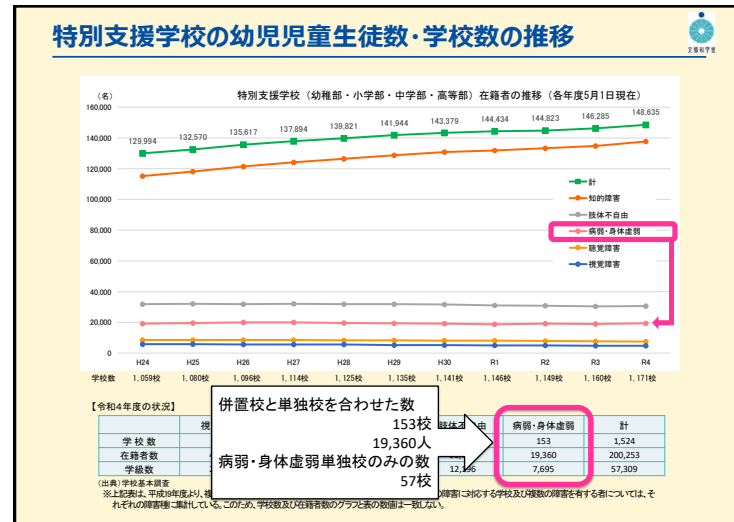
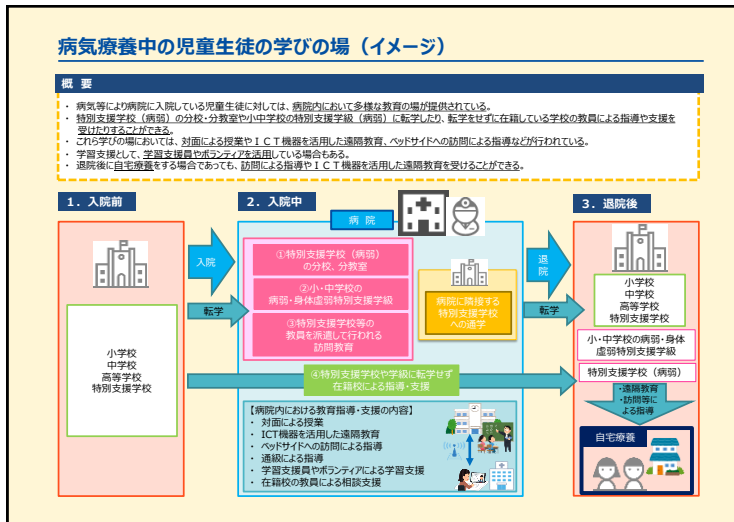
文部科学省

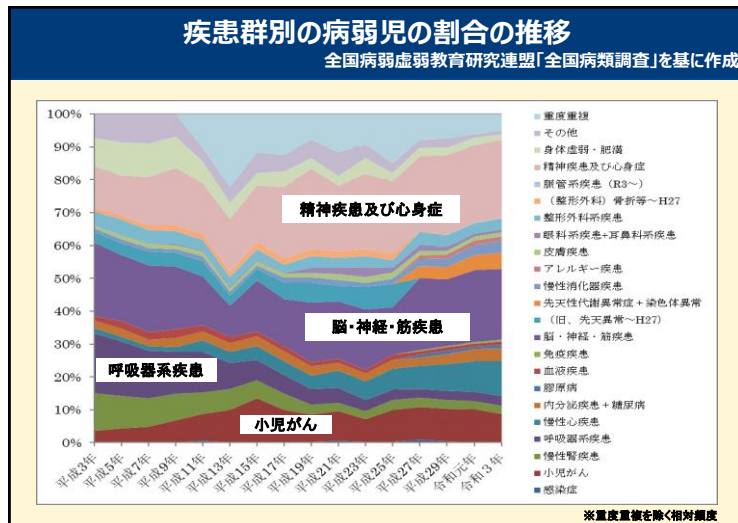
### 内容

- 1 病弱教育の現状
- 2 病弱教育における遠隔教育
  - ・ オンデマンド型の授業配信に関する制度改正
  - ・ ICTの活用
  - ・ 令和5年度病弱教育関連事業
- 3 学習指導要領
- 4 医療的ケア
- 5 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告
- 6 今後の病弱教育の充実に向けて
- 7 参考資料

## 1 病弱教育の現状







## 2 病弱教育における遠隔教育

### オンデマンド型の授業配信に関する制度改正

### 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の経緯

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

平成27年4月、学校教育法施行規則の一部改正等により高等学校等・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化

①・② <平成27年4月24日付け 27文科初第289号通知>  
③ <平成27年4月24日付け 27文科初第195号通知>

①メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化  
多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして学校教育法施行規則に位置づけ

②オンデマンド型教育の特例の創設  
文部科学大臣の指定を受けた高等学校等において、療養中等のために相当の期間欠席すると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型の授業も実施できる特例制度を創設

③療養中及び訪問教育における遠隔教育の導入  
療養中及び訪問教育の対象である生徒に対する「通信により行う教育」として、メディアを利用して行う授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

### 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)(令和元年6月)

【取り組むべき施策】  
高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件(受信側の教員の配置要件や単位修得数等の上限)を緩和。

遠隔教育(メディアを利用して行う授業※)の要件・留意事項

- 対面による授業の実施  
教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。(27年告示第92号)
- 単位修得数等の上限  
全課程の修了要件として修得すべき74単位のうち、36単位を超えないものとする。  
※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。(学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項)
- 受信側の教員配置  
原則として当該高等学校等の教員を配置(当該教科の免許保有者以外でも可)(27年施行通知)
- 配信側の教員配置  
高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者(27年施行通知)

病気療養中等の生徒に対する特例

- 単位修得数等の上限の緩和  
令和2年4月、学校教育法施行規則改正  
病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める**。  
※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数を認める。
- 受信側の教員の配置要件の緩和  
令和元年11月通知  
**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない**。ただし、以下の点に留意すること。  
●当該高等学校等と発着者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。  
●配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

※メディアを利用して行う授業：同時双方向型(学校が離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやり取りを行うことが可能な方式)の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を生ずることが認められる。

### 小・中学校段階における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする遠隔教育の推進に向けたタスクフォースにおいて取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本通知における病気療養児に該当する具体的な判断は、再発や再発に関する医師等による診断書等をもとに、卒業後30日以上の上乗せの休校を要し、小・中学校等又はその管理職が行う。

**通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）**

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（**同時双方向型授業配信**）校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

**留意事項**

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等にに応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信を併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

**病気療養児に対する遠隔教育の取組事例**

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）

退院後、体調が悪くて登校できない小学生6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の受講を受け、自宅にあり、机席の見え方と学級全体の様子が見える位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信

クラスルームで治療中の中学生に対して、本校教室のクラスルームを通じて、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クラスルームの生徒達との中間発表から、担当教員が教科書で補足的説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保健体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本通知における遠隔教育については、ICT機器を利用した遠隔システムによる授業配信や配信等を行う。

### 第2期政務官タスクフォース 成果（2）病気療養児への教育支援

## 実態調査の実施・オンデマンド型の授業の検討

**【今後取り組むべき内容】**

- ◆今後、病気療養児の学びの場の把握や、ハード・ソフト両面からの課題の洗い出し等を図るため、**実態把握のための調査を改めて実施**する必要がある。
- ◆また、時々の病状により、同時双方向型授業配信のみでは教育機会の保障として十分でない可能性も踏まえ、**ICTを活用した授業の出席扱いに関する通知の取扱いの見直し**に取り組んだ上で、より効果的な**オンデマンド型の授業に係る調査研究**を実施するべきである。

### 高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）

令和5年文部科学省告示第37号（3月30日公布・4月1日施行）

**内容**

学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、**病気療養中等の生徒に対して行う授業については、同時双方向型であることを要しないこととし、オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。**

**留意事項**

- 病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して授業を実施する場合、**同時双方向型の授業を原則とすること。生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型の授業を行うことが可能。**
- オンデマンド型の授業を行うに当たっては、以下のような事項について留意すること。
  - ・ICT機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
  - ・グループ活動等、相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型の授業によること。
  - ・当該生徒の生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等との積極的な連携を図ること。
  - ・学習評価においては、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握し、課題提出等、工夫を行うこと。等

### 小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

令和5年3月30日付け 4文科初第2565号通知

**内容**

平成30年の通知を改正し、**オンデマンド型授業配信を含むICT等**を活用した学習活動を行った場合、**指導要録上出席扱い**とすること及びその成果を評価に反映することができることとした。

**留意事項**

- オンデマンド型授業配信を行うに当たっては、以下のような事項に留意すること。
  - ・原則として**同時双方向型授業配信を実施**すること。児童生徒の**病状や治療の状況、医師等の意見等から同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型授業配信を行うことが可能**であること。
  - ・当該児童生徒がICT機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
  - ・学習評価においては、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握し、課題提出等、工夫を行うこと。
  - ・グループ活動等、相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型授業配信によること。等

【小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）】（平成30年9月20日付け 文部科学省初等中等教育局長通知）は、**本通知をもって廃止**

## 2 病弱教育における遠隔教育

### ICTの活用

## 病弱教育におけるICTの活用

児童生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章

留意点

（略）各教科等の指導においては、単にICTを使用することを目的とした授業づくりではなく各教科等の目標の達成を図るために必要な手段として、どのようにICTを関連付けて活用すればよいかを分析する力を培っていくことが重要である。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）」  
1.特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方

## 特設ウェブサイト「StuDX Style」

https://www.mext.go.jp/studxstyle/

特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、全国の学校や自治体から提供いただいた端末の活用方法に関する優良事例等を数多く紹介しています。  
具体的には、①活用のはじめの一歩となる「慣れる」「つながる」活用事例 ②各教科等での活用事例 ③STEAM教育等の教科等横断的な学習での事例があります。

各教科等での活用事例  
各教科等の指導における1人1台端末の活用事例について  
小学校、中学校、高等学校の各教科等のポイントや、各教科等の特徴を踏まえた活用事例を紹介しています。

STEAM教育等の教科等横断的な学習の取組事例  
各教科等での学習を業社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進している自治体や学校の取組事例を紹介しています。

GIGAに慣れる活用事例  
学習環境づくり等の取り組みやすい事例や、「スワード指導やルーブルづくり等の適応で安全な端末活用の事例などを中心に、1人1台端末の活用に取り組み始める先生方へのヒントとして紹介しています。

「つながる」活用事例  
「教師と子供がつながる」「子供同士がつながる」「学校と家庭がつながる」「職員同士でつながる」について、授業等での活用のヒントが欲しい先生向けの活用事例を紹介しています。

各OS事業者との連携  
各OS事業者と連携し、StuDX Styleの事例の使い方を紹介しています。

特設ページ  
StuDX Styleを活用したミニ研修プランや、主体的に取り組んでいる自治体の研修情報やコンテンツ情報などを紹介しています。

## 遠隔教育の活用場面・効果について

- 遠隔教育は、教育の質を大きく高める手段。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、教師の指導や子供の学習の幅を広げることや、特別な支援が必要な児童生徒等に対して、学習機会の確保を図る観点から重要取組を要する。

多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

- 海外の学校との交流学習
- 台湾の小学生と東徳でコミュニケーションを取った、調べごとを発表し合える（長崎県対馬市）
- 小規模校の課題解消に向けた合同授業
- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県黒森町）

教科の学びを深める遠隔教育

- 小学校におけるプログラミング教育
- 大学と接続し、導入・習得・応用を段階的に展開しやすくなる（岡山県赤松市）
- 社会教育施設のバーチャル見学
- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）
- 高等学校における教科・科目充実型授業
- 特定の教科・科目の教師が少ない学校に専任を配置し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

- 外国人児童生徒等への日本語指導
- 日本語指導が必要な児童が離れた学校の日本語教室を視聴する（愛知県瀬戸市）
- 病児病児室に対する学習指導
- 病児病児室が、病室等では通常の授業を受ける（神奈川県）

### 遠隔合同授業の事例と効果（参考）

**概要**

- 遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業
- 一方、一方向型の授業だけでなく、児童生徒が自ら課題を発見して主体的に学び合ったり、対話や議論を通じて、集団としての考えを発展させたりする協働的な活動が求められる

遠隔合同授業で見られる主な学習活動	遠隔合同授業の主な効果	
<p><b>教員の説明や発問</b></p> <p>大型提示装置越しに、教員が説明を行う。児童生徒は相手校の教員に質問するなど、両校に亘るような活動が行われる。</p>	<p><b>多様な意見や考えに触れられる</b></p> <p>遠隔授業での発表や話し合いを通じて、異なる視点からの発言に気づくことができる。</p>	<p><b>友達との話し合いや議論を通じて、自分の考えを深められる</b></p> <p>自校の児童生徒にはなかった考え方や視点が広がり、自分の考えや問題点に気づくことができる。</p>
<p><b>板書や教材の提示</b></p> <p>板書もカメラで撮影したり、両校で同じデジタル教材を表示したりして、授業に必要な情報を共有する。</p>	<p><b>コミュニケーション力や社会性が養われる</b></p> <p>大人数を相手に話す中で、言葉や顔、工夫して説明する姿勢が養われる。</p>	<p><b>学習意欲や相手意識が高まる</b></p> <p>相手校の児童生徒と説明することで、「このやりかたが自分たちにも役立つ」といった意識を持つことができる。</p>
<p><b>全体で行う発表や話し合い</b></p> <p>児童生徒が自分の考えを発表する。その様子もカメラで撮影されて、相手校にも伝わる。</p>	<p><b>学習活動の規模が広がる</b></p> <p>相手校と分組して調べ学習を行い、それぞれが調べたことを基に話し合うことができる。</p>	<p><b>他校の状況や様子について把握できる</b></p> <p>相手校の子供たちのグループ活動を経験することが、相手校の学習する際の目標につながる事例が見られた。</p>
<p><b>グループやペアでの活動</b></p> <p>情報端末の遠隔会議システムを通じて、相手校と一緒にグループを作って、活動を行う。</p>	<p><b>複式学級での直接指導の時間が増える</b></p> <p>複式学級の児童生徒が、1時間を通じて、手動で直接指導を受けたり、質問しやすくなる時間が増える。</p>	<p><b>場所が離れたる良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる</b></p> <p>手動で遠隔会議システムを使い、個人・小・大・大・小など、様々な場面でも、遠隔合同授業で一度に複数校の児童生徒と授業が行える。</p>

## 2 病弱教育における遠隔教育

令和5年度病弱教育関連事業

### ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和5年度予算額 127百万円  
(前年度予算額 128百万円)

**背景**

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が必要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

**事業内容**

- 1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究 97百万円（83百万円）**

  - 委託先：教育委員会、大学、民間団体
  - 委託期間：2年間（2年目）
  - 件数・単価：5箇所×19百万円

○文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。
- 2. 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 5百万円（新規）**

  - 委託先：都道府県教育委員会
  - 委託期間：2年間（1年目）
  - 件数・単価：2箇所×2.6百万円

○企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。
- 3. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 22百万円（新規）**

  - 委託先：教育委員会、民間事業者
  - 委託期間：2年間（1年目）
  - 件数・単価：8箇所×2百万円
  - 研究費：6百万円

○病気療養中等の児童生徒（※）に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において担当の期間学校を欠席している児童生徒

**アウトプット（活動目標）**

ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得

**アウトカム（成果目標）**

モデル事例の周知による他自治体の取組促進  
ICT活用によるICT活用促進  
ICT活用の充実（デジタル教科書等の普及、ICT関係の設備増、病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の実施等）

**インパクト（国民・社会への影響）**

全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を発揮できる共生社会の実現

## 3 学習指導要領

### 特別支援学校学習指導要領等

幼稚園部、小・中学部：平成29年4月公示 / 高等部：平成31年2月公示

**実施**

幼稚園部 平成30(2018)年度から  
 小学部 令和2(2020)年度から  
 中学部 令和3(2021)年度から  
 高等部 令和4(2022)年度入学者から年次進行

「着実な実施」から  
「よりよい実施」を目指して

### カリキュラム・マネジメント

小学部・中学部学習指導要領 第1章第2節の4  
高等部学習指導要領 第1章第2節第1款の5

**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の  
教育活動の質の向上を図っていくこと**

- 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を**教科等横断的な視点**で組み立てていくこと
- 教育課程の実施状況を評価**してその**改善**を図っていくこと
- 教育課程の実施に必要な**人的又は物的な体制を確保**するとともにその**改善**を図っていくこと
- 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、**教育課程の評価と改善**につなげていくよう工夫すること

### カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」はもちろんのこと「学習評価」も学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

各学校における教育活動

### 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

○ 特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。  
 (授業改善の例)  
 ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫  
 ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする 等

### 指導と評価の一体化の必要性の明確化

小学部・中学部学習指導要領 第1章第4節  
高等部学習指導要領 第1章第2節第3款

○学校教育法施行規則（抄）  
第二十四条  
校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

第五十七条  
小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

※中学校、高等学校、特別支援学校についても同様に規定。

---

○平成29年改訂特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則  
第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(1) 第1章第2節の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注：資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、**単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。**(略)

2 学習評価の充実  
(1) 児童又は生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意味や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、**単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。**

成績の評価については規定

指導要録の作成や

---

指導と評価の一体化の必要性を明確化

### 学習評価に関する資料

特別支援学校小学部・中学部  
学習評価参考資料

学習指導要領を踏まえた  
学習評価の改善について

学習評価の意義  
評価の観点の整理 等

特別支援学校高等部  
学習評価参考資料

平成31年3月29日付け 文部科学省初等中等教育局長通知  
「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」も参照

### 学習評価に関する資料

国立教育政策研究所教育課程研究センター作成  
「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」

病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の学習評価の流れについては、これらを参考とする

詳しくはこちら

### 自立活動

**学校教育法第72条（特別支援学校の目的）**

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける**ことを目的とする。

自立活動の指導を中心として行われるもの

**自立活動の目標**

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって**心身の調和的発達**の基盤を培う。

自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている



### 自立活動

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節の2の(4)

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、**自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。**

個別の指導計画作成に当たって配慮すべき点

(1) 幼児児童生徒の実態把握  
(2) 指導目標(ねらい)の設定  
(3) 具体的な指導内容の設定  
(4) 評価

### 各教科(病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校)

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第2章第1節第1款の4、第2節第1款)  
特別支援学校高等部学習指導要領(第2章第1節第2款の4)

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童(生徒)の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

	特別支援学校小学部・中学部 学習指導要領	特別支援学校高等部 学習指導要領
(1) 指導内容の精選等	個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	個々の生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科・科目等相互の関連を図ったりして、系統的、発展的な学習活動が展開できるようにすること。
(2) 自立活動の時間との関連	健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。	健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
(3) 体験的な活動における指導方法の工夫	体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

### 各教科(病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校)

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第2章第1節第1款の4、第2節第1款)  
特別支援学校高等部学習指導要領(第2章第1節第2款の4)

	特別支援学校小学部・中学部 学習指導要領	特別支援学校高等部 学習指導要領
(4) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用	児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。	生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
(5) 負担過重とならない学習活動	児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。	生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
(6) 病状の変化に応じた指導上の配慮	病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。	病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

### 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。  
【小学部・中学部 第1章総則 第8節】

知的障害者である児童生徒の場合

通常の教育課程

障害の状態により特に必要がある場合  
(特別支援学校(知的障害)の場合も含む)

知的障害を併せ有する児童生徒の場合

重複障害者等のうち、障害の状態により特に必要がある場合

「各教科、道徳科、外国語活動等」は、各教科、道徳科、外国語活動等に関する事項の一部又は全部を、又は各教科、外国語活動等として指導を行うことができる。

「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。

「各教科の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。

「各教科の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。

「各教科の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。

「各教科の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、知的障害を有する児童生徒のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

上記の取扱いを適用する際の留意点(学年又は段階の目標の系統性や内容の関連)を規定。

### 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

知的障害を併せ有する児童生徒の場合

「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、「知的障害を有する児童生徒のため」に「全教科の目標及び内容の一部又は全部」に「すべて」替えることができる。

「各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部」を、「知的障害を有する児童生徒のため」に「全教科の目標及び内容の一部又は全部」に「すべて」替えることができる。

- 各教科・科目等又は各教科等の一部又は全部について、合わせて指導を行うことができるようになっている。その際、指導を担う教師が**教育の内容と指導の形態とを混同し、結果として学習活動が優先され、各教科・科目等又は各教科等の内容への意識が不十分な状態**にならないようにしなければならない。
- 各学校で選択した教育の内容に対する学習を行うために、**最適な指導の形態を選択すること**を改めて認識した上で、
- 教育の内容に照らした**個々の生徒の学習評価に努めなければならない**。

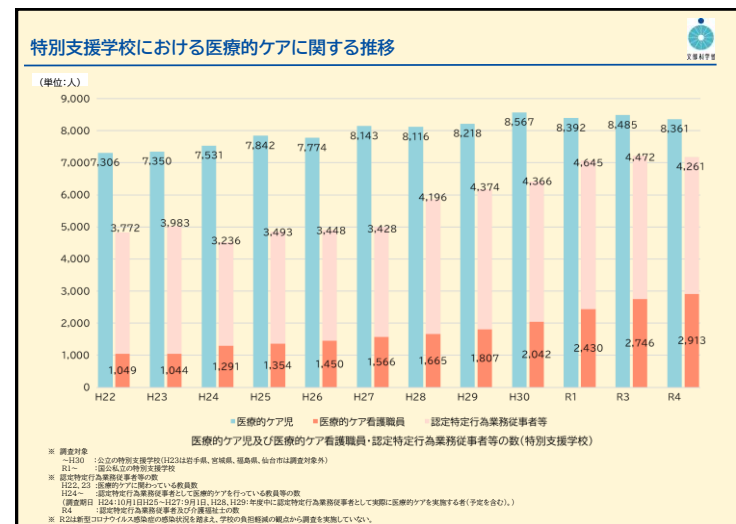
### 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

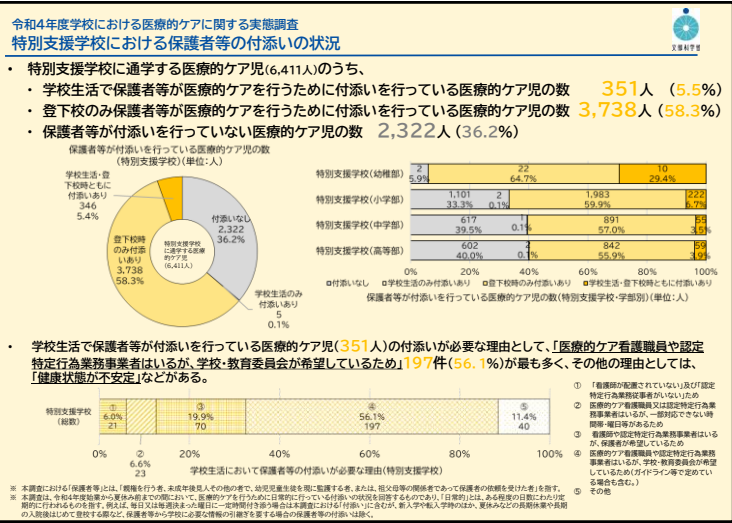
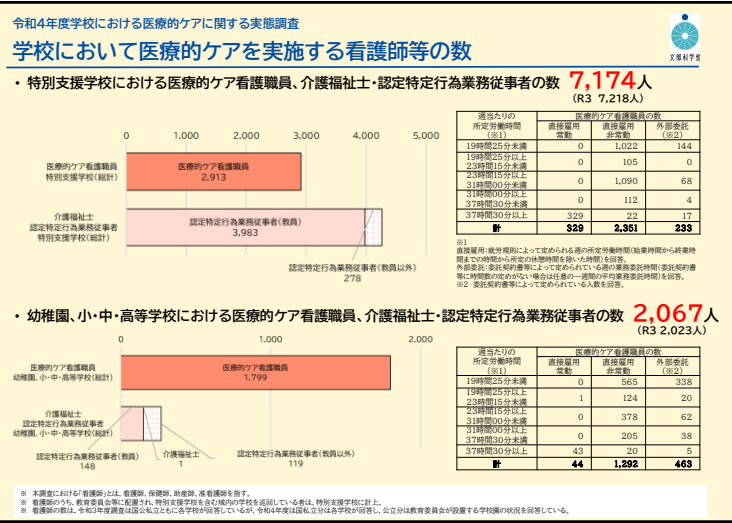
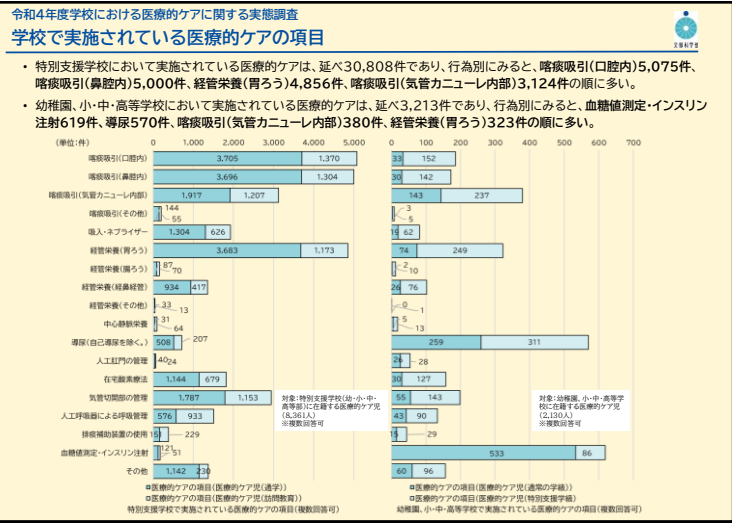
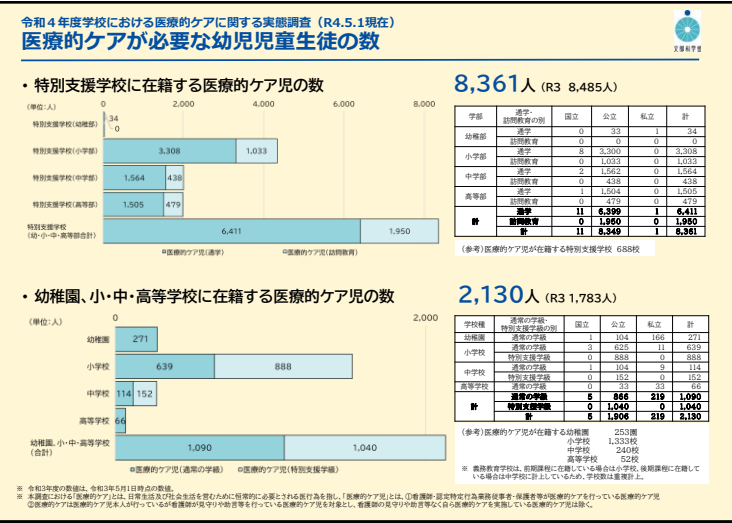
重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

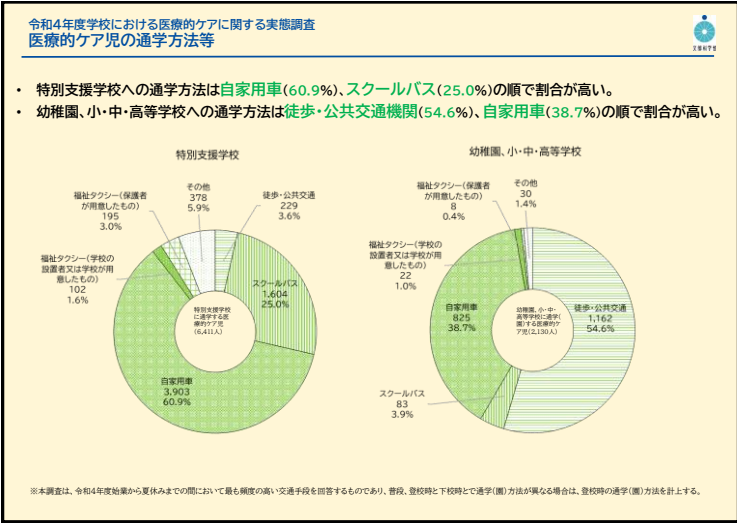
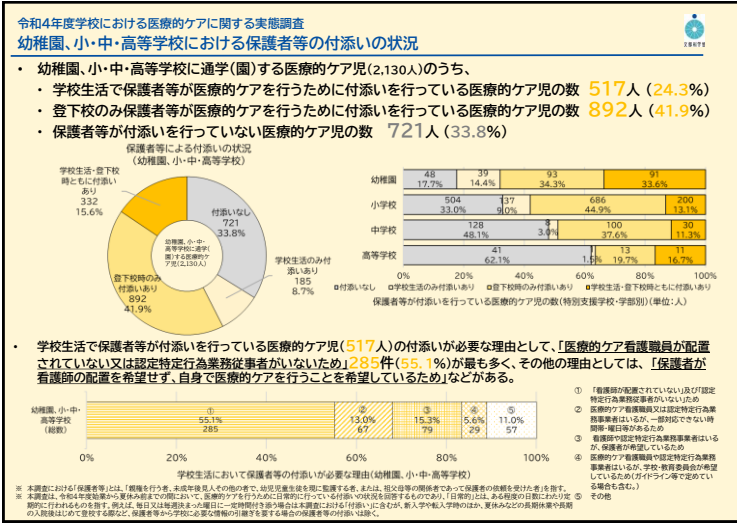
「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、**自立活動を主として指導を行うことができる**

- 児童生徒一人一人の障害の状態等を考慮することなしに、例えば、重複障害者である生徒は、**自立活動を主とした教育課程で学ぶことを前提とする**など、最初から既存の教育課程の枠組みに生徒を当てはめて考えることは避けなければならない。
- 第2章以下に示す各教科等のそれぞれの目標及び内容を踏まえ、(中略)個別の指導計画を基にして、**児童生徒一人一人の学習の習得状況等の把握に努めることが必要である**。

## 4 医療的ケア







## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

◎医療的ケア児とは  
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む。)

**立法の目的**

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等にに応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資する

**基本理念**

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 医療的ケア児の医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切な教育に係る支援等
- 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

**国・地方公共団体の責務**

**保育所の設置者、学校の設置者等の責務**

**国・地方公共団体による措置**

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備
- 情報の共有の促進
- 広報啓発
- 支援を行う人材の確保
- 研究開発等の推進

**保育所の設置者、学校の設置者等による措置**

- 保育所における医療的ケアその他の支援
- ⇒看護師等又は喀痰吸引等可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
- ⇒看護師等の配置

**医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)**

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

**施行期日:** 公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日)  
**検討事項:** 法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討  
医療的ケア児の支援に関する法律の具体的な方策として児童・若者に対する医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

## 5 通常の学級に在籍する 障害のある児童生徒への支援の在り方 に関する検討会議報告 (センター的機能の発揮)

### 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

＜調査概要＞

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小中学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ※中学校と併設型で学級編成している小中学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 抽出された学級の各学年において、小中学校・中学校は1学級を単体抽出、高等学校は複数学級を抽出 抽出された学級において、原則、小中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を単体抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小中学校：35,963人、中学校：17,988人、高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で返送。（学級担任等が判断できない場合には校内委員会や教務主任、教員担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性・衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 ＜小中学校＞ 「聞く」「話す」等の6つの領域（各領域5つの設問）のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 ＜中学校・高等学校＞ 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント(小)もしくは15ポイント(大)以上をカウント。 ②行動面（「不注意」「多動性・衝動性」）※2「書く」「推論する」の2つの領域（各領域5つの設問） 奇数番目の設問群（「不注意」または偶数番目の設問群（「多動性・衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。 ③行動面（「対人関係やこだわり等」） 該当する項目が22ポイント以上をカウント。
＜調査結果＞	質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの ➤「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 ➤「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 ➤「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 ➤「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

※ 本調査は、学級担任等による記入に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や審判による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合を示すことに留意がある。

### 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

(令和4年5月18日設置)

趣旨

- 特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加
- 発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度（※）に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍
- 小中学校の通級による指導の担当教諭の基礎定数化、高等学校における通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況

障害者の権利に関する条約に基づいたインクルーシブ教育システムの重要な実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援実施の在り方について外部有識者の協力を得て検討。

【主な検討事項】

- 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

【委員】

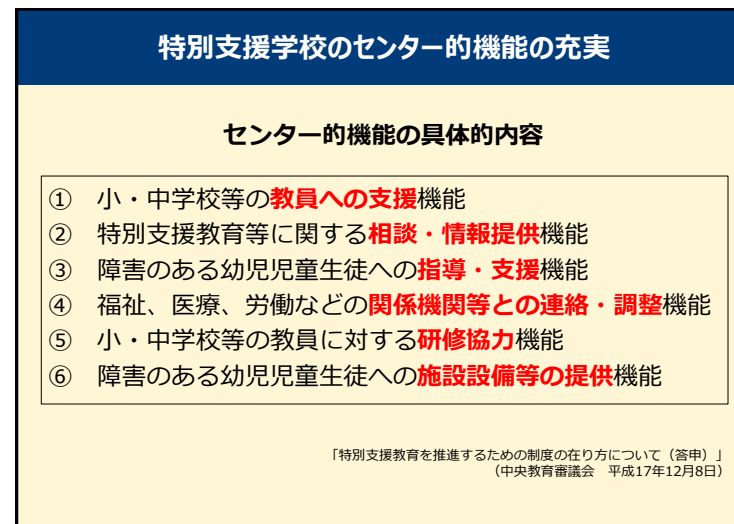
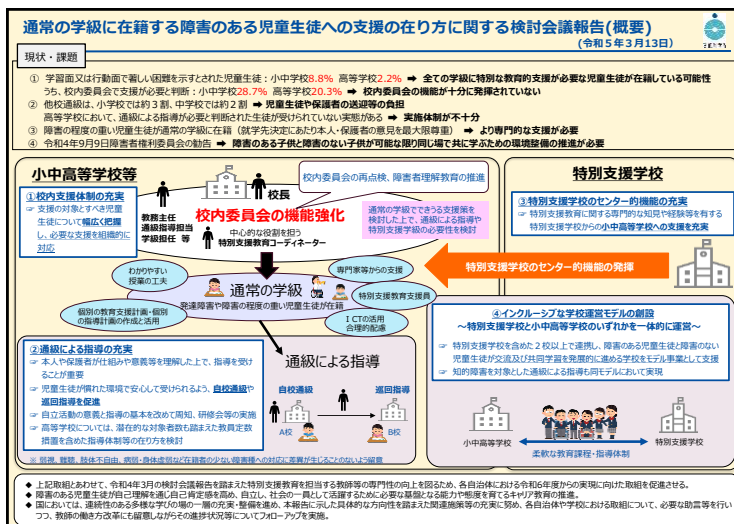
○荒瀬 克己 独立行政法人労働政策研究機構理事長	○藤原 洋樹 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター 上席総括研究員（兼）センター長
○山田 彰 山形大学地域教育文化学部准教授	○津田 隆夫 京都女子大学大学院教育学部教育心理学科教授
○市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	○竹内 直哉 日本放送協会編成委員会委員兼解説委員
○東野 隆一 東京都立大学国際教育センター長	○中野 貴 労働政策研究・研修機構主任研究員
○佐藤 和仁 広島大学大学院人間社会科学研究科准教授	○野口 雅幸 一般社団法人UNIVA理事長
○藤田 真理 高崎女子大学教育学部教育科学科児童教育専攻教授	○平野 真希子 平野福祉センター 広瀬
○佐々 亮之 東京大学大学院教育学部教育実践研究センター教授	○藤村 和子 上野教育大学健康教育学系教授
○野野 久美子 株式会社インター・ソフト 代表取締役	○馬場 光 東京都立保健高等学校長
○喜多 好一 全特別支援学校・通級指導教室連合学校協会会長	○宮内 啓一 全特別支援教育推進協議会理事長
○小枝 謙也 国立研究開発法人国立教育研究センター副院長	○宮内 啓一 東京都立保健高等学校長
○川口 洋平 川口洋平中学校校長	○宮内 啓一 東京都立保健高等学校長
○櫻井 秀子 二つの診療所所長	○宮内 啓一 東京都立保健高等学校長

【オブザーバー】

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- 厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・児発達障害者支援室
- 国立障害者リハビリテーションセンター

（※）学校教育法施行令第22条の3の障害の程度…学校教育法第75条（障害の程度）に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

スケジュール 令和4年6月14日に第1回を開催。  
第2回(令和5年1月18日)開催し、第7回(令和5年1月26日)に報告(素案)、第8回(令和5年2月15日)に報告(案)について検討。  
第9回(令和5年3月9日)に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ、同日付で教育委員会等へ通知。



## 6 今後の病弱教育の充実に向けて

## 今後の病弱教育の充実に向けて

### 病弱教育の課題

- 医療の進歩による入院の短期化、頻回化による特別支援学校、特別支援学級転出入への影響
- 小・中学校等に在籍する病気療養児への支援
- 関係機関との連携
- ICTの効果的な活用による教育機会の保障

各地区校長会や病連等において挙げられた課題等についても  
今後共有させていただきます

## 令和4年度 病気療養児に関する実態調査(概要)



1. 目的  
疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児の実態について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学級への転学、教育支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実を図る。
2. 対象  
(1)学校向け調査  
全国の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校  
(2)教育委員会向け調査  
都道府県教育委員会、市区町村教育委員会
3. 調査内容  
(1)学校向け調査  
①入院中の児童生徒に関する調査(令和4年9月1日現在)  
・入院中の児童生徒数  
・病院内の特別支援学級又は特別支援学校分校・分教室数、在籍児童生徒数  
②病気療養児に関する調査(令和4年度中)  
・主傷病名、転学、転籍、進級等の状況  
・同時双方向型授業の実施の有無、活用機器等  
・同時双方向型授業以外の指導や支援  
・オンデマンド型の授業の実施の有無(特別支援学校高等部の訪問教育)
- (2)教育委員会向け調査  
学校に在籍する病気療養児に対する教育委員会としての取組(実態調査、理解啓発等)
4. 調査スケジュール  
令和5年2月28日 調査票発出  
5月15日 調査票回収、集計

調査へのご協力  
ありがとうございました

## 大学入学共通テスト 受験上の配慮について

●リーフレット(大学入試センターホームページに掲載)

令和6年度大学入学共通テスト  
障害等のある方への  
受験上の配慮について

大学入学共通テストでは、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する受験生に対し、個々の状況や希望に応じた受験上の配慮を行っています。  
大学入試センターは2週間からの請求審査の上、配慮事項を決定します。  
詳細は、ホームページで「受験上の配慮案内(障害等のある方への配慮案内)」(7月中旬公開予定)をご確認ください。

「解答方法」や「試験時間」に関する配慮	「試験室や座席」に関する配慮	「特参加用するもの」に関する配慮
・点字解答	・出入口近くの座席	・増設席
・文字解答	・トイレに近い試験室	・杖
・チェック解答	・飲料の座席	・車椅子
・代筆解答		・談話補助具

大学入試センターでは事前相談を随時受け付けています。  
大学入試センターでは受験上の配慮に関する相談を随時受け付けています。  
疑問や質問等ございましたら、できるだけ早めにご連絡ください。

【お問い合わせ先】  
独立行政法人大学入試センター事務局1課  
TEL 03-3465-8800 (平日9:30~17:00 土・日・祝、電話、12月31日~1月31日休番)  
FAX 03-3465-1771 (受験でのご希望が不明な場合は事務局の担当FAX)  
<https://www.dnc.ac.jp/>

●主な配慮事項  
(令和5年度大学入学共通テスト 受験上の配慮案内から抜粋)

配慮の種類	主な配慮事項
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答 (試験時間を1.5倍に延長)
	文字解答 (試験時間を1.3倍に延長 又は 延長なし) チェック解答 (試験時間を1.3倍に延長 又は 延長なし) 代筆解答 (試験時間を1.3倍 (科目によっては1.5倍) に延長 又は 延長なし)
試験室や座席に関する配慮	上記のほか、マージンシート欄においても試験時間を1.3倍に延長する場合があります。 1層又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 請求したなしは障害者専用トイレ(バリアフリートイレ)に近い試験室で受験 窓の閉まりやすさを配慮、窓を原則に固定、高度調整可能な出入口に近いところを指定 別室の設定 拡大読字器の特参加用 (拡大読字器を音む。)
	障害者用の特参加用 補聴器又は人工耳介の装着 (コードを含む。) 特製机・椅子の特参加用 車椅子の特参加用 杖の特参加用 拡大文字問題冊子 (14ポイント・22ポイント) の配付 照明器具の試験場側での準備 手話通訳士等の配慮 障害者用の文章による配慮 リスニングの音声 リスニングにおける音声聴取の方法の変更
特参加用するものに関する配慮	試験場への費用等での入館 試験室入口までの付添者の同伴 点字等の配付 特製机・椅子の試験場側での準備
その他の配慮	

○障害等の種類や程度がわからず、必要な配慮事項を申請することができます。  
○上記に記載のない配慮事項についても申請することができます。

## 7 参考資料

### 病弱教育の基本となる通知① 「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日文初特294号通知)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19941221001/t19941221001.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19941221001/t19941221001.html)

#### 病気療養児の教育の改善充実のための留意事項

- 一 入院中の病気療養児の実態の把握
- 二 適切な教育措置の確保
- 三 病気療養児の教育機関等の設置
- 四 教職員等の専門性の向上
- 五 その他
  - ・病気療養児の教育の必要性、意義等を関係者に周知
  - ・医療機関や入院前に通学していた学校、福祉機関や保護者等との連携が十分に確保されるよう配慮

### 病弱教育の基本となる通知① 「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日文初特294号通知)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19941221001/t19941221001.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19941221001/t19941221001.html)

#### 「病気療養児の教育について(審議のまとめ)」

平成6年12月14日 病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議

#### 病気療養児の教育の意義

「学習の遅れなどを補完し、学力を補償する上で、もとより重要な意義を有するもの」

- その他に
- 積極性・自主性・社会性の涵養
  - 心理的安定への寄与
  - 病気に対する自己管理能力
  - 治療上の効果等
    - ・退院後の適応のよさ
    - ・再発の頻度の少なさ
    - ・健康の回復やその後の生活に大きく寄与
    - ・療養生活環境の質(QOL)の向上にも資する

### 病弱教育の基本となる通知② 「病気療養児に対する教育の充実について」(平成25年3月4日 24初特支第20号通知)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1332049.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm)

今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日付 文初特第294号通知)により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意する事項を整理し教育委員会等へ通知

#### 1 小児がん拠点病院の指定に伴う対応

- (1)病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続が滞ることがないようにする
- (2)入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図る
- (3)後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、事前に習得単位の取扱いや事務手続等について関係機関の間で共有を図り、適切に対応する
- (4)病弱者を対象とする特別支援学校は、幼稚園・小・中・高等学校等の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努める

**病弱教育の基本となる通知②**  
**「病気療養児に対する教育の充実について」**(平成25年3月4日 24初特支第20号通知)  
[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1332049.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm)

**2 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応**  
 (感染症への対策などの治療上必要な対応や継続的な通院を要する等)

- 当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、当該病気療養児のための教育環境の整備を図る
- 当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行う
- 退院後であっても当該病気療養児への教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保する

**特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策** (検討会議のアウトプット・方向性)

**現状・課題**

- 特別支援教育の個別最適な学びと協同的な学びに関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
- 特別支援教育の専門性を涵養しつつ、特別支援教育に関わる教師を育てていくことが重要。
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で75.4%の校長が、特別支援教育に関わる経験が無い。
- 多くの学校で特別支援学級等で教職経験のない校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- 小学校長の特別支援学級に関する担任教育の割合は、学習障害を含むあらゆる担任担任の割合の倍以上。
- 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野を持って計画的に育成・配属されているとは言いにくい状況。

**①養成段階での育成**    **②採用段階での工夫**    **③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上**

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に通得する専門能力を示したコアスキルを定める
- 採用後10年以内は特別支援教育を複数経験
- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校の人事交流の充実
- 特別支援学校以外の特別支援教育経験者を採用
- 特別支援学校以外の特別支援教育経験者を採用
- 特別支援学校以外の特別支援教育経験者を採用
- 特別支援学校以外の特別支援教育経験者を採用

**④国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善** (下記は現時点における調査項目例)

**⑤研修(校外)による専門性向上**

- 教育委員会の教育養成協議会を基盤とし、キャリアパスに応じた研修機会、コアスキルの習得・体系化(NISE)
- 研修の手引作成(NISE)

**スクラール**

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

- R4.4以降: 認定・周知(以降、大学の教職課程の点検・見直し)
- R5.4以降: R4コアカリキュラムに基づき教職課程編成
- 上記以外の事項
- 各関係者において速やかに横断・対応に着手し、R6年度には実現できるものを目指す。

**特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連 概観図(イメージ)**

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける欄間の教授内容の関連

制度や基本的な考え方の理解    障害の状態等を踏まえた具体的な授業の構想    学校現場における授業の実践

**第1欄**    **第2欄**    **第3欄**    **第4欄**

- 特別支援教育の基礎理論に関する科目
- 特別支援教育領域に関する科目(国語、算数、理科、社会、英語)
- 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理
- 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法-教育課程-
- 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法-指導法-
- 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(第2欄の免許状に定められる領域以外の領域、発達、重症)

特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

- 特別支援教育の理念
- 特別支援教育の歴史
- 特別支援教育の思想

特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項

- (1-1) 特別支援教育に関する社会的事項
- (1-2) 特別支援教育に関する制度的事項
- (1-3) 特別支援教育に関する経営的事項

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理

- (1) ○○障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法-教育課程-

- (1) 教育課程編成の意義
- (2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法-指導法-

- (1) 各教科等の配慮事項と授業設計

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法-指導法-

- (1) 各教科等の配慮事項と授業設計

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法-指導法-

- (1) 各教科等の配慮事項と授業設計

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法-指導法-

- (1) 各教科等の配慮事項と授業設計

**第2欄 特別支援教育領域に関する科目**  
**心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理**  
 -病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域-

**全体目標:**

病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病気等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

**(1) 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握**

**一般目標:**

病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病気(身体疾患や精神疾患)や心身の不調状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

**到達目標:**

- 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病気(身体疾患や精神疾患)や心身の不調状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
- 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
- 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。



### 第2欄 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法－教育課程－ －病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域－

全体目標：	特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（病弱）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。
<b>（1）教育課程の編成の意義</b>	
一般目標：	特別支援学校（病弱）の教育において教育課程が有する意義を理解する。
到達目標：	1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

### 第2欄 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法－教育課程－ －病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域－

全体目標：	特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校（病弱）において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。
<b>（2）教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント</b>	
一般目標：	幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校（病弱）の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。
到達目標：	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。</li> <li>2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。</li> <li>3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを理解している。</li> <li>4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。</li> </ol>

### 第2欄 特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法－指導法－ －病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域－

全体目標：	病弱（身体虚弱を含む）の幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等（「自立活動」を除く。＊）の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
<b>（1）各教科等の配慮事項と授業設計</b> <span style="float: right; font-size: small;">＊以下、この「指導法」における各教科等について同様とする。</span>	
一般目標：	病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標：	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果が高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。</li> <li>2) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。</li> <li>3) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。</li> <li>4) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるように、授業改善の視点を身に付けている。</li> </ol>

### 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

令和2年度予算額 2.1百万円  
前年度予算額 2.6百万円

**背景説明**

近年の医学の進歩に伴い、入院の短期化、入院の頻回化、退院後も引き続き医療や生活規制が必要となるケースの増加等、病弱児の治療や療養生活は大きく変化している。

入退院を繰り返すケースが増加する中、義務教育段階では学習することができたが、高等学校段階になると地域や学校によっては学習できない例もあり、「第3期がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定）においても、小児・A・YA世代のがん患者のサポート体制は必ずしも十分なものではなく、特に高等学校段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。

これらの状況を踏まえ、高等学校段階における入院生徒等に対する教育保障体制の更なる整備が求められている。

※A・YA世代：思春期及び青年期（Adolescent and Young Adult）

➔

**目的・目標**

各自治体において、在籍校、特別支援学校、教育委員会、病院等の関係機関が連携し、高等学校段階の入院生徒等に対し、個々の状況に応じた教育機会の確保や復学支援を行う体制の整備に関する調査研究を実施する。

**事業内容**

委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会等（5地域）

長期入院又は入退院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療や生活規制のため通学が困難である、一時帰学をする等の理由により自宅療養をする生徒に対する教育機会の確保・復学支援を実施

- 教師の派遣や学習支援員の配置による教育機会の確保に関する研究
- 遠隔教育の有効な活用方法、単位認定・評価に関する研究
- 保護者・医療機関・教育機関等の連携体制に関する研究 等

令和2年度 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

**教育委員会における取組の成果①**

①北海道教育委員会  
②宮城県教育委員会  
③秋田県教育委員会

【北海道教育委員会】  
①実施体制  
②取組内容及び成果  
③今後の課題

【宮城県教育委員会】  
①実施体制  
②取組内容及び成果  
③今後の課題

【秋田県教育委員会】  
【実施体制】  
【取組内容及び成果】  
①実施体制  
②取組内容及び成果  
③今後の課題

令和2年度 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

**教育委員会における取組の成果②**

④栃木県教育委員会  
⑤神奈川県教育委員会  
⑥京都市教育委員会

【栃木県教育委員会】  
【実施体制】  
【取組内容及び成果】  
①実施体制  
②取組内容及び成果  
③今後の課題

【神奈川県教育委員会】  
【実施体制】  
【取組内容及び成果】  
①実施体制  
②取組内容及び成果  
③今後の課題

【京都市教育委員会】  
【実施体制】  
【取組内容及び成果】  
①実施体制  
②取組内容及び成果  
③今後の課題

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

**背景**

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

**高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 200万円**

小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や復学支援がなされてこなかった。高等学校段階における病気療養中等の生徒（※）に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施。  
※長期入院又は入院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため進学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

① 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査（ICT機器の整備状況、通信環境等）  
② 保護者・医療機関・教育機関等による遠隔教育の教育環境整備に関する研究  
③ 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究  
④ 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究

調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。

対象校：高等学校、特別支援学校(高等部) | 委託先：教育委員会 | 事業費：5箇所、400万円/箇所、2年 | 委託対象校数：2年 | 研究事業の実施に必要な経費(謝金、委員等経費、消耗品費等)

(委託先) 北海道教育委員会、宮城県教育委員会、栃木県教育委員会、神奈川県教育委員会、長野県教育委員会、京都市教育委員会

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業の取組状況について (令和3・4年度)

● 中間成果報告会の実施 (令和4年1月)  
● 委託自治体の報告による取組や知見の共有、医療関係及び教育関係の有識者からの助言等を通じた年度に向けた取組の改善  
● 教育委員会のみならず学校・医療・福祉関係者に対し、高等学校段階における入院生徒に対する教育保障について理解を促す  
● 令和3年度成果報告書をHPに掲載


文部科学省 | 令和4年度 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 成果

④ 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 成果


【調査結果】  
【取組内容】  
【今後の課題】

中間報告会資料

## 今後の病弱教育の充実に向けて




国立特別支援教育総合研究所  
National Institute of Special Needs Education



インターネットによる講義配信  
**NISE 学びラボ**  
～ 特別支援教育eラーニング ～


病弱・身体虚弱コースのコンテンツ（1講座15～25分程度）

- 病弱・身体虚弱の特性と教育課程
- 病弱・身体虚弱教育における指導の実際
- 病弱・身体虚弱教育における情報機器活用の実際
- 子どもの身体発育と運動発達
- 病弱教育の歴史
- 慢性疾患の理解




詳しくはこちら

## 今後の病弱教育の充実に向けて



インターネットによる講義配信  
**NISE 学びラボ**  
～ 特別支援教育eラーニング ～

特別支援学校では これから経験を積まれる方に！

<b>参加者は？</b>	非常勤の先生を含めた全教職員
<b>ねらいは？</b>	主な対象は、特別支援学校教諭免許状の取得がこれからの先生、初めて特別支援学校に来られた先生でした。特別支援教育の基礎的な学びとなるように校内研修を設定しました。また、経験のある先生の知識の再確認となるように、学校研究のテーマに関連したコンテンツも選んでいきました。
<b>視聴期間は？</b>	1年間
<b>活用した研修プログラム、コンテンツは？</b>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>【特別支援教育における教材・教員の活用】</li> <li>【特別支援教育におけるICTの活用】</li> <li>【知的障害教育における教育課程の編成】</li> <li>【特別支援教育におけるカウンセリング技法】</li> <li>【各教科等における指導の工夫】</li> <li>【特性に応じた指導】</li> <li>【個別の指導計画の作成と活用】 など</li> </ul> </div> <div style="flex: 1; text-align: center;">  </div> </div>
<b>取組は？</b>	日々更新される情報を提供するため、またそれぞれが知識を得てスキルアップするために、知的障害、発達障害のコンテンツを中心に閲覧していただきました。個人がそれぞれの空いている時間で学ぶことで、負担なく研修ができています。
<b>主催者の感想</b>	興味をもって視聴してくださった先生からは、「よかったよ」「分かりやすかった」などの感想をいただいています。特別支援教育をこれから学ぼうとする先生にとって、よい学習のきっかけを作ることができました。各教科の具体的な取組の様子や、教材、支援方法などが学部ごとにあると、さらにうれしいです。

季刊誌

# 特別支援教育

令和5年 夏 第90号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月

価格：900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

【特集】各教科等における資質・能力の育成のためのICT活用

- 視覚に障がいのある児童生徒の各教科等の資質・能力を伸ばす ICT 用
- 聴覚に障害のある児童の思考力を育むための学習支援アプリの活用
- ICTを活用した高等部美術科における授業実践
- 肢体不自由特別支援学校における ICT 機器を活用した数学科の指導
- 中学三年国語科の ICT を活用した取組
- 読み書きに難しさのある児童の ICT 活用
- 特別支援教育における ICT 機器の効果的な活用


【巻頭言】メタバースは教育をどう変えるか


Meta 日本法人 Facebook Japan 公共政策本部長 小根栄一郎

- 連載「実践！ ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆ 全国の書店  
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆ 東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆ インターネットからも購入することができます。





## おわりに…

「子どもを理解する、子どもの病気を理解する、  
それは子どもの支援への第一歩！」

病気の児童生徒への特別支援教育「病気の子供の理解のために」より